

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 5 月 2 7 日

契約担当官

室蘭開発建設部長 山田 拓也

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 鉄くず類売払い（胆振農業事務所）
- (2) 売払物品名及び数量 別紙公示用積算書のとおり
- (3) 売 払 物 品 の 仕 様 別紙公示用積算書のとおり
- (4) 契 約 の 方 法 別紙「物品売払契約書（案）」の締結をもって行う
- (5) 代 金 納 入 期 限 納入告知書発行日から20日以内
- (6) 引 渡 場 所 物品保管場所に同じ
- (7) 引 渡 期 限 代金納入後14日以内
- (8) 搬 出 期 限 引渡後14日以内
- (9) 入 札 方 法 総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格等

(1) 競争参加資格

- ① 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受け」においてA、B又はCの等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること（有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。
 - ア 更正手続開始決定書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ③ 会社更生法に基づく更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（②の書類を提出した者を除く。）でないこと。
- ④ 申請書等の受付期限から開札の時までの期間に、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」（平成13年12月18日付け北開局会第611号）又は北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通

省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所及び契約条項を示す場所並びに当該入札に関する問い合わせ先

〒051-8524 室蘭市入江町1番地14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 調達スタッフ

TEL 0143-25-7024

(2) 入札説明書等の閲覧又は貸出期間及び場所

①期間 令和8年5月27日(水) から 令和8年6月5日(金) 12時00分まで
ただし、日曜日、土曜日及祝日を除く。

②場所 室蘭市入江町1番地14 室蘭開発建設部 契約課

勇払郡安平町早来栄町133番地10 胆振農業事務所 総務課

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、持参又は郵送等(書留郵便等の送達記録のあるものに限る。)により提出すること。

この場合においては、入札書を封筒に入れ封かんし、かつその封皮に、氏名(法人にあっては商号又は名称等)、当該入札件名及び開札月日を朱書きしなければならない。

① 持参による入札の締切 令和8年6月24日(水) 10時00分

② 郵送等による入札の締切 令和8年6月23日(火) 16時00分

郵送等の場合の送付先

〒051-8524 北海道室蘭市入江町1番地14

北海道開発局 室蘭開発建設部 契約課 調達スタッフ

(4) 開札日時 令和8年6月24日(水) 10時00分

(5) 入札場所 北海道開発局 室蘭開発建設部 1階入札室

4 下見の期間及び問い合わせ先

この一般競争に参加を希望する者は、事前に担当者と下見日時を協議の上、必ず下見において現物確認をし、対象品目の数量、品質規格及び積込運搬等について確認をしなければならない。

ただし、都合により下見を行えない場合でも、入札に参加は出来るが、その場合は入札の対象となる物件に関するすべての事項を了承したものと見なす。

なお、見積参考資料で示す売払対象物件の数量は、概数であり、カタログ等の単位重量及び計算により算出した数値を含んでいること、鏝等の摩耗により減量となっている可能性があること並びに土砂等の付着物込みの数量となっている可能性があることから、当該数量の受け渡しを保証するものではない。

期 間 令和8年5月28日(木) ~ 令和8年6月4日(木)

9時00分~16時00分(12時00分~13時00分を除く)

ただし、日曜日、土曜日及祝日を除く。

問い合わせ先 〒059-1505 勇払郡安平町早来栄町133番地10

胆振農業事務所 総務課 TEL 0145-22-2521

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除する。

(3) 入札の無効 競争に参加する資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の

した入札、入札の条件に違反した者のした入札及び入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、落札決定を取り消す。また、虚偽の記載をした者に対して、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止を行うことがある。

また、入札説明書、公示用設計書、図面その他の入札に関する資料の閲覧又は貸出を受けなかった者、他者から取得した者、他の入札参加者へ渡した者及び2者以上のために閲覧又は貸出を受けた者がいる場合は、北海道開発局競争契約入札心得（平成24年3月28日北開局会第728号及び北開局工第250号）第6条第1項第11号に該当する入札として入札を無効とすることがあり、また、場合によっては同入札心得第5条に基づき入札を取り止めること、「北海道開発局物品等契約に係る指名停止等の措置について」に基づく指名停止等を行うことがある。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格以上の最高価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札者に求められる義務 この競争に参加を希望する者は、必要な証明書等を入札公告期間内（令和8年5月27日（水）から令和8年6月5日（金）12時00分まで）までに提出しなければならない。また、入札日の前日までの間において、必要な証明書等の内容に関する契約担当官室蘭開発建設部長からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(7) 入札説明書等及び北海道開発局競争契約入札心得を熟読すること。